

## 労働基準 平成22年1月号 目次

|   |   |
|---|---|
| TOPICS 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について ほか | 2 |
|---|---|

### 【特集】局長年頭所感

厚生労働省労働基準局 金子 順一

4

あけましておめでとうございます。新年を迎え、皆様の御健康と御繁栄を心からお祝い申し上げます。さて、昨年は年間を通じて雇用失業情勢の厳しい状況が続きました。こうした中で、労働基準行政としては、労働者派遣契約の中途解除等を契機とする解雇や新規学校卒業者の採用内定取消しをはじめとする解雇や雇止め等について、労働契約法や裁判例に照らし不適切な取扱いが行われることがないように、あらゆる機会を通じて啓発指導を実施するとともに～

### ◇実務講座

賃金制度改善 実践シリーズ「実録」朗喜商事物語

14

新しい賃金決定ルールづくりへの道のり～第10話～ /赤津 雅彦 賃金システム研究所所長

前回は、社員番号6番の若山係長を例に、移行格付けの方法をご紹介しました。新賃金制度への移行方法について特にご質問が多かったですので、今回は、その続きを詳しくお話ししましょう。新しい賃金制度へ移行する際に「移行原資がかかるのでは？」という質問を読者から頂きました。これまでもこのような質問を受けることが～

### いまさら聞けない!? 雇用のルール 第10話

親会社は、子会社の従業員に対して、責任を負うことがあるの?

22

/大内 伸哉 神戸大学大学院法学研究科 教授

民法上は、未成年者の子が、他人に損害を加えた場合、責任能力（自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていること）がなければ、監督責任を負っている親が、不法行為（損害賠償）責任を負うことになっています（民法712条、714条）。さらに、判例により、子に責任能力がある場合であっても、親は、監督義務違反があれば不法行～

### 最新労働基準判例解説 Vol. 118

28

居酒屋店長の発症した急性心筋梗塞の業務起因性 国・北大阪労基署長（マルシェ）事件

本件は、居酒屋店長の心筋梗塞発症が、業務上の疾病であるか否かが問題とされた事件である。居酒屋店長は、調理がマニュアル通りであり、客がいない時間帯もそれなりにあり、アルバイト等をつかって合理的に店を切り盛りできるケースであれば、労働時間がそれほど長くなければ、深夜勤務であっても、常に疲労の蓄積が甚だしい業～

マンガ 監督官カンちゃん /画 モト☆署夢香

20

第112回 高橋さん、安全意識を問う その19

労働災害事例 Case13 ドライアイスを使用して保冷を行う保冷貨物自動車での酸素欠乏症

災害 36

お知らせ 「労働時間相談ダイヤル」(11月21日)における相談受理結果

8

・平成20年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況

17

読み物 天気を見方にし、安全と健康を守る

38

寒いときは頻尿は塩分の喪失がある

寒くなると頻りに尿意を催すようになる。夏に汗と共に塩分を失う場合と異なり、冬は尿からの塩分が出て行く。塩分が失われると、浸透圧の影響により細胞内水分がなくなり、血液の粘度が上がるようになる。いわゆるドロドロ血で、脳梗塞や脳溢血などを発症しやすくなる。作業の途中で時々休憩を入れて、塩昆布や梅干しなどを茶請～

12月記者発表・次号予告